

第4号議案 特殊建築物の敷地の位置について

第4号議案

8 住 建 指 第 89 号

令和8年9月30日

名古屋市都市計画審議会会長

名古屋市長 広沢 一郎

特殊建築物の敷地の位置について（付議）

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、名古屋バイオサーキュラー株式会社代表取締役 岩岡 覚 が設置する下記施設の敷地の位置について、名古屋市都市計画審議会に付議します。

記

名 称	名古屋バイオサーキュラーセンター
位 置	名古屋市港区一州町1番18の一部、78番、79番及び80番並びに稲永新田字か670番1
面 積	9,957.34㎡
備 考	一般廃棄物処理施設 汚物処理 105.0t/日 ごみ処理 140.0t/日 産業廃棄物処理施設 汚泥の脱水 187.2㎡/日 汚泥の乾燥 30.8㎡/日 廃プラスチック類の破碎 324.0t/日

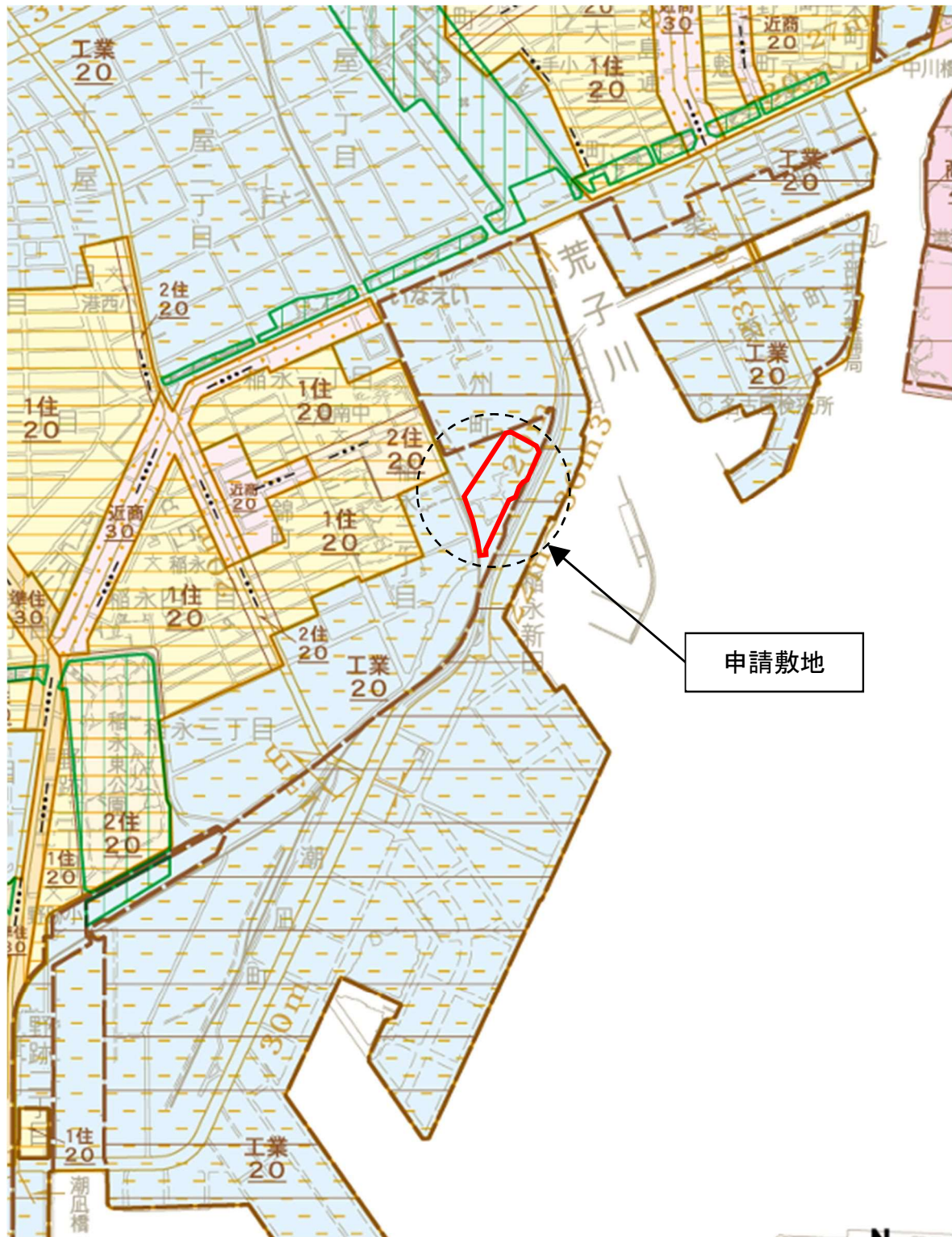
理 由

一般廃棄物及び産業廃棄物の処理により発生するバイオガスを用いて発電するため、メタン発酵バイオガス発電施設（汚物処理場、ごみ処理施設、汚泥の脱水施設及び乾燥施設並びに廃プラスチック類の破碎施設）を設置しようとするものである。

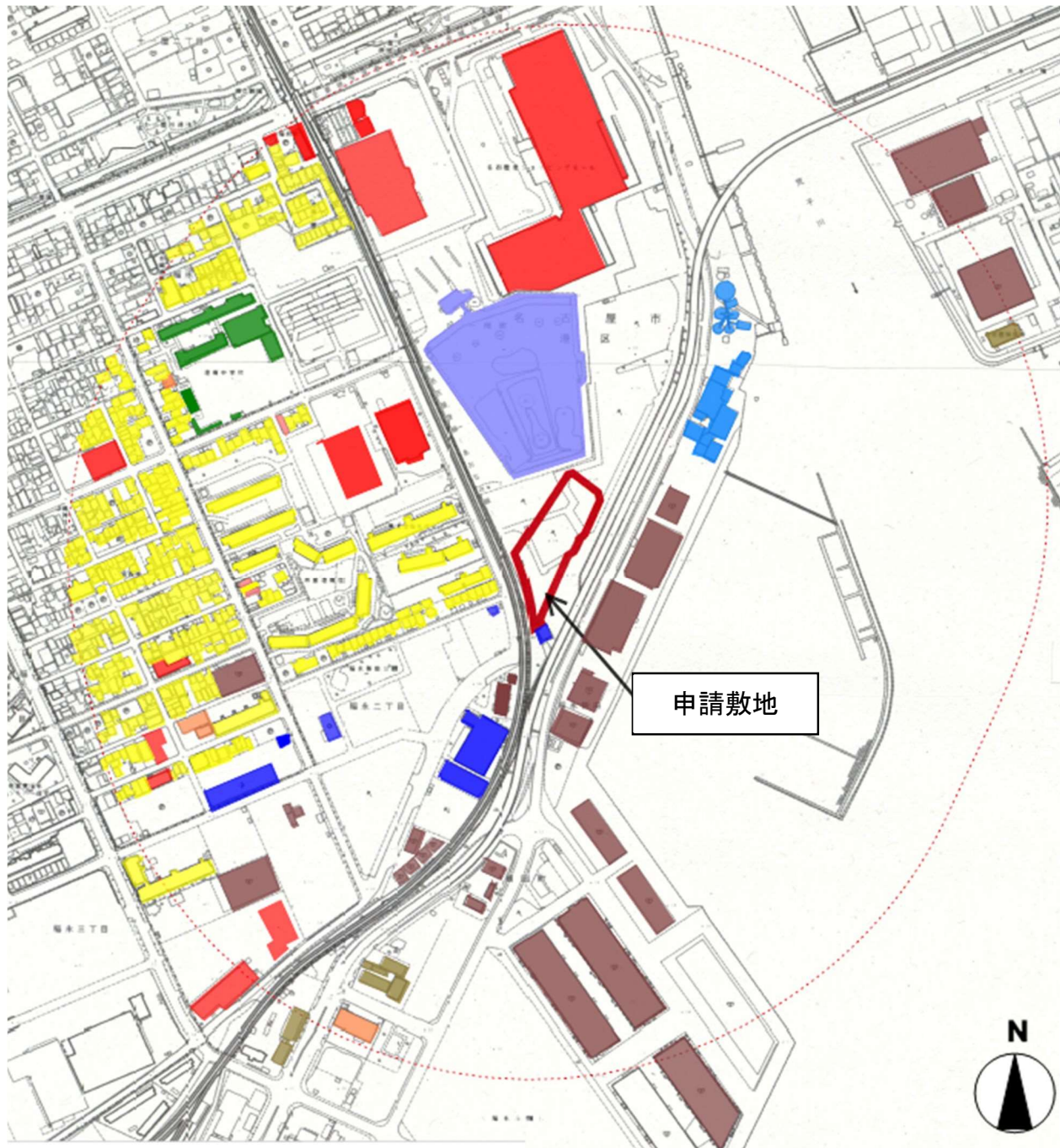
特殊建築物の敷地の位置について

内容及び関連する事項				
建築基準法第 51 条ただし書きによる特殊建築物の敷地の位置				
1. 申 請 者 名古屋市東区東新町 1 番地 名古屋バイオサーキュラー株式会社 代表取締役 岩岡 寛				
2. 名 称 名古屋バイオサーキュラーセンター				
3. 位 置 港区一州町 1 番 18 の一部、78 番、79 番及び 80 番並びに稲永新田字か 670 番 1 (市街化区域、工業地域)				
4. 敷地面積 9,957.34 m ²				
5. 敷地内の建築物				
建築物	構造階数	建築面積 (m ²)	延べ面積 (m ²)	工事種別
処理棟	RC 造一部 S 造 地下 1 階/地上 2 階建	1271.32	2175.77	新築
原料保管倉庫	RC 造一部 S 造 1 階建	365.64	321.08	新築
管理棟	S 造 1 階建	162.00	162.00	新築

総括図



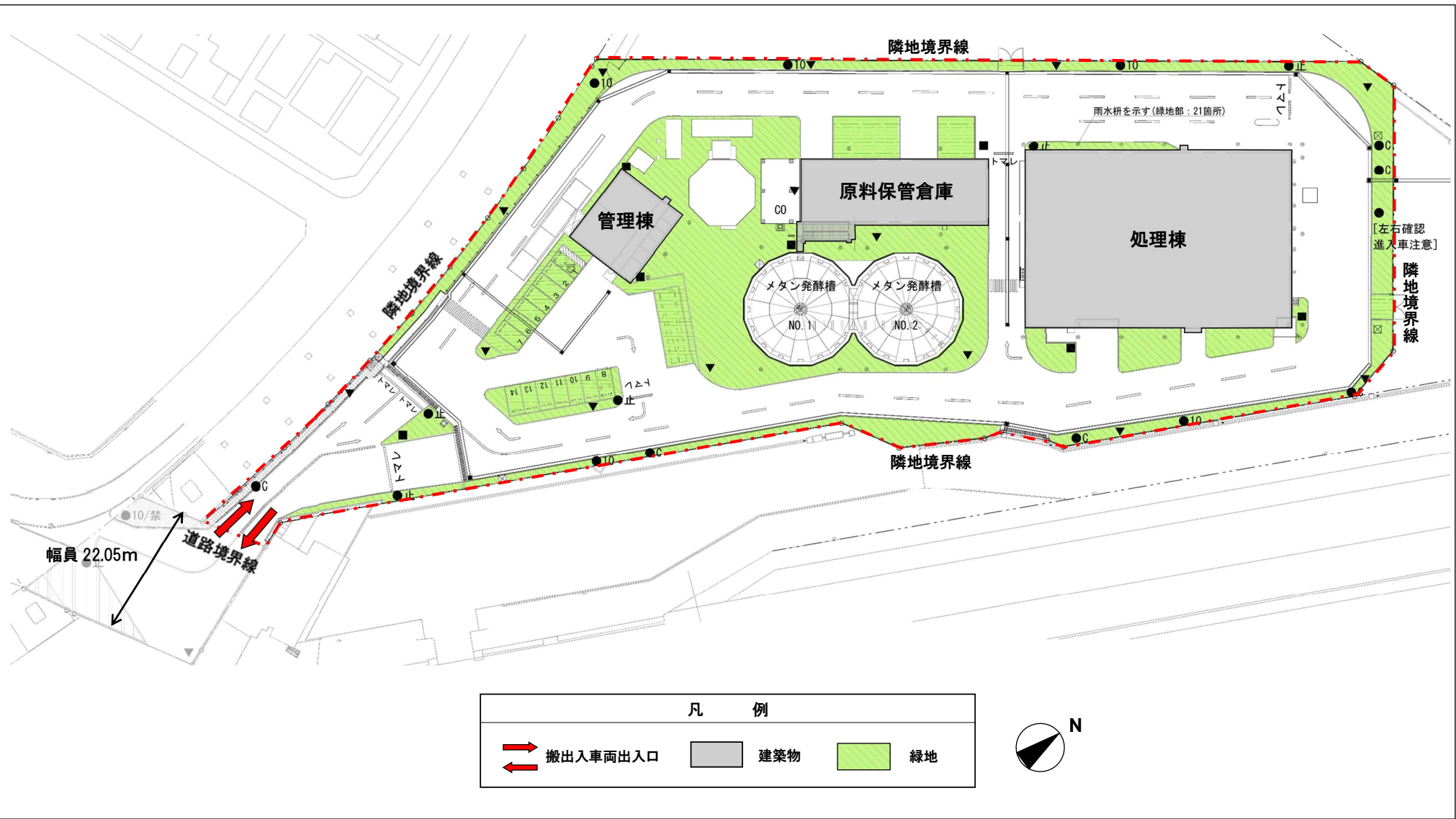
付 近 状 況 図



凡 例

	住居施設		娯楽施設		供給処理施設、運輸施設		
	教育施設		商業施設		一般店舗施設、商業的サービス施設		
	工業施設		工業的サービス施設		文化施設		官公庁施設

計 画 図



搬出入経路図

